

(目的)

第 1 条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 77 条第 1 項第 8 号に規定する移動支援事業として、常時通学に保護者の送迎が必要な児童又は生徒について、緊急やむを得ない事由により通学時に保護者が付き添えない場合における移動支援（以下「緊急時通学支援」という。）を実施することにより、当該児童又は生徒の教育を受ける機会を確保することを目的とする。

(対象者)

第 2 条 緊急時通学支援の対象者は、原則市内に居住する次の各号に掲げる者のうち、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校への通学に際し、常時保護者の送迎が必要な児童又は生徒（以下「支援対象児童等」という。）とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 東京都愛の手帳交付要綱（昭和 42 年民児精発第 58 号）に基づく愛の手帳の交付を受けている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 5 条に規定する精神障害者又は発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）第 2 条第 1 項に規定する発達障害を有する者
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号。以下「令」という。）第 1 条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病にり患している者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、福祉事務所長が特に必要と認める者

(利用要件)

第 3 条 緊急時通学支援は、支援対象児童等の送迎を行う保護者が次の各号のいずれかに該当するときであって、付き添いに係る調整、他の制度の利用等をもってしても、当該支援対象児童等の通学の送迎ができない場合において利用することができる。

- (1) 入院をしているとき。
- (2) 緊急に通院する必要が生じたとき。
- (3) 監護する子が病気（著しく軽微なものは除く。）となったとき。
- (4) 冠婚葬祭に参加するとき。
- (5) その他福祉事務所長が特に必要と認めるとき。

2 前項第 5 号の規定は、送迎ができない理由が、日常生活及び経済活動等に係るものには適用しない。

(通学支援の内容)

第 4 条 緊急時通学支援の範囲は、学校（学校が運営する送迎バスがある場合はバス停）と居所との往復を原則とする。この場合において、社会通念上適当でない経路及び通学以外を目的とした使用は認めない。

(申請方法等)

第5条 緊急時通学支援の支給を受けようとする支援対象児童等は、八王子市緊急時通学支援事業支給(変更)申請書(様式略)により福祉事務所に申請をし、緊急時通学支援の支給の決定(以下「支給決定」という。)を受けなければならない。

2 福祉事務所長は、前項の申請があった場合において、支給決定をしたときは、当該支給決定を受けた支援対象児童等(この者が18歳未満の場合はその保護者を含む。以下これらを「支給決定者」という。)に八王子市緊急時通学支援事業支給決定通知書(様式略)により通知するとともに、緊急時通学支援事業受給者証(様式略。以下「受給者証」という。)を交付するものとする。

3 福祉事務所長は、第1項の規定による申請を却下したときは、八王子市緊急時通学支援事業支給(変更)申請却下決定通知書(様式略)により通知するものとする。

(有効期間等)

第6条 支給決定の有効期間は、支給決定を行った日から当該日の属する年度の末日までとする。

2 前項に規定する有効期間内に、緊急時通学支援を利用できる時間(以下「支給量」という。)は、10時間とする。

(支給量の変更申請等)

第7条 支給決定者は、現に支給決定を受けている支給量をもってしてもなお通学の支援が必要と認められるときは、八王子市緊急時通学支援事業支給(変更)申請書により、福祉事務所長に対し、当該支給量の変更を申請することができる。

2 福祉事務所長は、前項の申請があった場合において、変更の必要性、諸事情等を総合的に勘案し、支給量の変更を決定したときは、八王子市緊急時通学支援事業支給変更決定通知書(様式略)により通知するとともに、支給量の変更内容を記載した受給者証を交付するものとする。

3 福祉事務所長は、第1項の規定による申請を却下したときは、八王子市緊急時通学支援事業支給(変更)申請却下決定通知書により通知するものとする。

(支給決定の取消し)

第8条 福祉事務所長は、支給決定者が次に掲げる場合に該当するときは、当該支給決定者に係る支給決定を取り消すことができる。

- (1) 緊急時通学支援の支給を受ける必要がなくなったと認めるとき。
- (2) 支給決定の有効期間内に、市内から住所を転出するに至ったと認めるとき。
- (3) 支給決定の申請又は支給量の変更の申請の際に、虚偽の申請をしたとき。
- (4) その他福祉事務所長が支給決定を不相当と認めたとき。

(申請内容の変更の届出)

第9条 支給決定者は、支給決定の有効期間内において、当該支給決定者の氏名、住所又は連絡先その他必要な事項を変更したときは、申請内容変更届出書(様式略)により、速やかに、福祉事務所長に当該変更事項を届け出なければならない。

(受給者証の再交付の申請)

第10条 支給決定者は、支給決定の有効期間内において、受給者証を破り、汚し、又は失ったときは、受給者証再交付申請書(様式略)により、福祉事務所長に対し、受給者証の再交付を申請することができる。

(事業者との協定)

第 11 条 福祉事務所長は、緊急時通学支援を実施するため、緊急時通学支援を提供することができる事業者と協定を締結するものとする。

(緊急時通学支援事業者との利用契約)

第 12 条 緊急時通学支援の提供を受けようとする支給決定者は、前条による協定を締結した事業者を受給者証を提示して、支給決定を受けている支給量の範囲内で、緊急時通学支援の利用に関する契約を締結しなければならない。

(費用等)

第 13 条 本事業において緊急時通学支援に要する費用は、30 分当たり 1,000 円とする。

2 市は、緊急時通学支援事業を提供した事業者（以下「支援提供事業者」という。）に対し、前項に定める費用を基準として算出した額の百分の九十に相当する額を支払うものとし、その余は支給決定者が支払うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、緊急時通学支援事業の提供を受けた支給決定者が令第 17 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当する場合は、前項の規定中「百分の九十」とあるのは「百分の九十七」と読み替えるものとする。この場合において、令第 17 条中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定者」と読み替えるものとする。

4 第 2 項の規定にかかわらず、緊急時通学支援事業の提供を受けた支給決定者が令第 17 条第 1 項第 4 号に該当する場合は、第 2 項の規定中「百分の九十に相当する額を支払うものとし、その余は支給決定者が」とあるのは「全額」と読み替えるものとする。この場合において、令第 17 条中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定者」と読み替えるものとする。

(請求)

第 14 条 支援提供事業者は、市に対して、緊急時通学支援を提供した月（以下「提供月」という。）の翌月 10 日までに、提供月の利用実績を集計し、八王子市緊急時通学支援事業給付費請求書（様式略）及び八王子市緊急時通学支援事業サービス提供実績記録票兼明細書（様式略）により、緊急時通学支援に要した費用を請求するものとする。

(その他)

第 15 条 視覚障害を有する者が緊急時通学支援を利用する場合は、原則として白杖を使用するものとする。

(委任)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福祉事務所長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 28 年 6 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この要綱の施行に係る諸手続については、施行日前に行うことができる。

3 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。